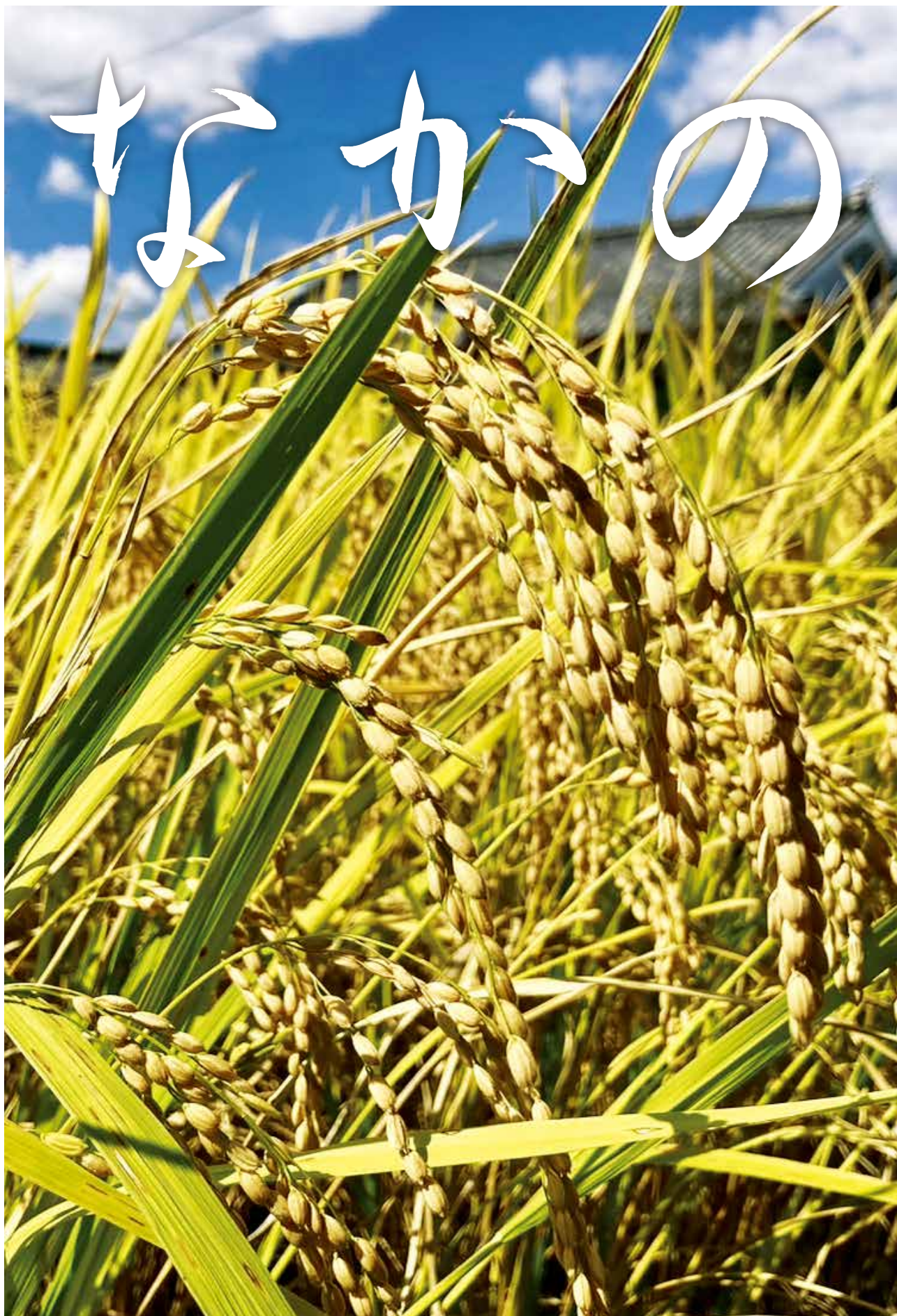


なかの



Vol. 253

(2ページに写真説明)

URL <http://www.nakanohoujinkai.or.jp>

掲 示 板 (9～11月行事予定表)

※下記の予定は、8月1日現在の判断で予定しておりますので、変更になる場合もあります。
詳細は、中野法人会事務局宛てに連絡願います。TEL 3388-6896

月 日	時 間	内 容	会 場
9月	4日(水)	15:00～16:00 女性部会役員懇談会 (第3回研修会)	中野税務署 会議室
	//	16:00～16:30 女性部会役員会	中野税務署 会議室
	6日(金)	17:00～18:00 青年部会第3回研修会	中野法人会館及びWEB
	11日(水)	13:30～15:30 決算法人説明会	中野法人会館
	12日(木)	13:30～16:00 新設法人説明会	中野法人会館
	26日(木)	7:50集合 青年部会親睦チャリティゴルフコンペ	レイク相模カントリークラブ
	29日(日)	13:00～16:30 青年部会『家族感謝デー2024』	バルめし山田
10月	8日(火)	13:30～16:00 書き方説明会	中野法人会館
	15日(火)	16:00～17:30 副署長講話及び税務研修会 (女性部会共催)	中野法人会館
	16日(水)	13:30～15:30 決算法人説明会	中野法人会館
	17日(木)	16:00～17:30 副署長講話及び税務研修会 (青年部会共催)	中野法人会館
	24日(木)	8:45～ 9:30 租税教室 (上鷺宮小学校) 6年3組	上鷺宮小学校
	//	9:35～10:20 租税教室 (上鷺宮小学校) 6年2組	上鷺宮小学校
	//	10:40～11:25 租税教室 (上鷺宮小学校) 6年1組	上鷺宮小学校
	//	13:30～16:00 第32回法人税実務講座・第33回源泉所得税実務講座	中野法人会館
	//	18:00～20:30 女性部会懇親会	マハロワ
11月	25日(金)	18:00～ 青年部会親睦ボウリング大会	高田馬場グラウンドボウル
	1日(金)	18:00～19:00 青年部会役員会	中野法人会館
	5日(火)	16:00～17:30 経営塾第2弾「年末調整」 (女性部会共催)	中野セントラルパークカンファレンスB1
	9日・10日	未定 中野にぎわいフェスタ	四季の森公園
	11日(月)	未定 税を考える週間PR活動	JR中野駅周辺
	13日(水)	未定 第10回親睦チャリティゴルフコンペ	プレスステージカントリークラブ
	14日(木)	16:00～17:30 経営塾第3弾「法律セミナー」	中野法人会館
	//	14:00～15:00 令和6年度中野都税事務所長感謝状贈呈式	中野都税事務所
	15日(金)	13:30～16:00 新設法人説明会	中野法人会館
	21日(木)	15:45～16:45 理事会	中野セントラルパークサウス会議室
	//	17:00～18:00 秋の特別講演会	中野セントラルパークカンファレンスB1
	//	18:15～20:15 懇親会	ミーアットパーク

9月号の目次

「署の人事異動特集号」

2024 VOL.253

掲示板 (9月～11月の行事予定表) 及び目次	2	本部・部会だより	10
社会を明るくする運動・無料法律相談	3	本部だより	11
知っとくと得情報 (税の豆知識・山岡税理士)	4・5	(PR版) こんにちは“法人会”です	12
中野税務署の新体制	6	支部だより・税の川柳コンクール	13
令和6事務年度中野税務署新旧幹部名簿	7	部会だより	14
ご挨拶 中野税務署《着任》《退任》	8	社会を明るくする運動・マル経融資 (PR)	15
税務署だより&都税だより	9	会員事業者紹介	16

● 表紙 (写真説明) 『秋の実』 白川商事(株) 白川 哲也 様

発行所 (公社)中野法人会 〒165-0026 東京都中野区新井2-33-6 電話 (3388) 6896 FAX (3388) 2550 e-mail jimukyoku@nakanohoujinkai.or.jp
編集:広報委員会 印刷:友美堂 〒164-0013 東京都中野区弥生町6-5-7 電話 (3381) 1423 FAX (3381) 1743

活発な社会貢献活動を展開!!

第74回 “社会を明るくする運動”

～ 犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ ～
令和6年7月1日（於：中野駅北口広場）



参加された皆さま



開会式の様子



柴野委員長、平澤氏

熊澤氏

～ ご参加の皆さま 雨の中 大変お疲れ様でした!! ～

中野法人会の

無料法律相談

お気軽にどうぞ!!
(まずはお電話を...)

実施日時：9/2(月)、10/1(火)、11/1(金)、12/2(月) 13:00～17:00 (相談時間は、1案件：45分)
TEL：03-3388-6896 FAX：03-3388-2550 (担当) 三國・下島



知っとくと **得** 情報 = 税の豆知識 =

税理士

山 岡 修 治

〒101-0047
千代田区内神田1-2-2
小川ビル7階
神田合同税理士事務所
TEL 03(3518)2711代
FAX 03(3518)2712
携帯 090(2212)0306
e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



今回の知っとくと得情報～税の豆知識～は、令和6年4月1日から、**相続や遺贈により取得した不動産の所有権移転登記が義務化され、不動産の登記名義を亡くなった人の名義のままで放置しておく**と罰則の適用対象となるように法律が改正されておりますので、その内容について詳しく説明いたします。

不動産登記法の改正がありました

令和3年4月、不動産登記法が改正され、被相続人が死亡して相続財産に不動産が含まれていることを知った相続人は、これを知ってから3年以内に正当な理由なく相続登記の申請をしない時は10万円以下の過料に処せられるという法律改正がありました（不動産登記法76条の2、同164条1項）。

相続登記とは、亡くなった方（被相続人）から不動産を相続した際に必要となる不動産の名義変更です。土地・建物の所有者は法務省の登記簿で管理されるため、手続きは法務局で行います。不動産を相続した際に相続登記が正しく行われていなければ第三者に対して土地・建物の所有権は主張できません。

登記簿の情報は、不動産の売却や利活用、担保に入れる際に必要となるものです。不動産を含む相続が発生する際、将来的なトラブルを回避するためにも、非常に重要なものとされてきたのが相続登記です。

なぜ相続登記が義務化されるのか？

相続登記が行われないうち所有者が特定できない空き家や空き地が増えてしまうと、適切に処分できず、不動産の取引をはじめ都市開発の妨げにもなります。この所有者不明土地が近年社会問題となっており、事態の解消に向けて不動産の所有者を明確にする相続登記の義務化が決定されました。

国土交通省が2016年（平成28年）にまとめた資料によると、不動産登記簿において所有者の所在が確認できない土地の割合は20.1%に及ぶと報告されています。この20.1%の内訳として、相

続が理由となって所有権移転の未登記とされている土地は、およそ67%にも及ぶそうです。

所有者不明土地が増えてしまう理由のひとつに、所有者側が相続登記を行わないデメリットをさほど感じないという点があります。複雑な相続登記の手続きを所有者自身が行うのは容易なことではありません。さらに、相続登記により不動産を所有すると固定資産税の支払いが生じます。課税を避けるために登記をしないといった理由も考えられるため、問題解消の実現を目指して相続登記の義務化に踏み切ったものと考えられます。

相続登記の義務化はいつから？

相続登記の義務化が開始されるのは、令和6年4月1日からとなっていますので、義務化は既に始まっています。不動産登記法改正後は、「相続の開始及び所有権を取得したと知った日から3年以内」に相続登記をしなければなりません。なお、被相続人の不動産所有を認知していない期間は、この3年には含まれないものとされています。

複数の相続人が存在するケースでは、もっとも遅く相続の発生を知った相続人の認知した日から3年以内と計算されます。つまり、遺産分割協議によって不動産の所有権を取得した際には、遺産分割された日から3年以内に相続登記を済ませなければならないということです。

相続登記の義務化における罰則

相続登記の義務化により、定められた期間内に登記しなかったり、氏名・住所などの変更手続きを行わなかったりした場合、罰則が適用されます。

相続により取得した不動産を正当な理由なしに3年以内に登記しなかった場合、10万円以下の過料に処せられる可能性があります。**また、今回の改正では、一緒に「住所変更登記の義務化」も行われました。不動産の所有者に氏名・住所の変更がある際にも、2年以内に変更手続きを済ませておかないと、5万円以下の過料に処せられる可能性があります。**

いつの相続から適用されるのか?

相続登記の義務化が施行される以前に相続した不動産においても、相続登記を完了させていない場合、改正法の施行日から3年以内に相続登記をしなければなりません。法改正以前に所有者になっていたものの、改正法が施行されてから相続すると認知した場合では、認知した日から3年以内に相続登記を行う必要があります。氏名・住所などの変更手続きに関しても、改正法の施行日から2年以内に行わなければなりません。

相続人申告登記制度が出来ました

不動産の遺産分割協議は難航するケースも珍しくないため、定められた期間内に登記できない可能性も考えられます。話し合いが行われている間でも、法定相続分に基づいて登記の手続き自体を行うことは可能です。しかし、相続登記の手続きに必要な資料は多く、慣れていない人にとっては非常に複雑で時間と労力を要するものです。正式な相続人が決まった際には改めて登記をする必要があるため、二度手間となりかねません。

遺産分割協議が長引く際には、改正法で新設された「相続人申告登記」という制度を活用するとよいと思われます。

「相続人申告登記」とは、相続人が登記申請義務をより簡単に履行してもらえるようにするために設けられた新しい制度です。「①所有権の登記名義人に相続が発生したこと」と「②自身がその相続人であること」の申し出を行い、登記官が登記簿に記載を行います。こちらを暫定的に行っておくことで、新設される相続登記の義務を履行したとみなし、期限内に相続登記していない場合の罰則を免れることができます。

もともと相続登記の義務化は「所有者不明土地問題」の解決の一端を担う策として導入されました。相続で取得した土地の名義を代々変更せずにいると、持ち主が分からない土地が増えてしまい、土地の活用が上手く進まないという問題が生じます。しかし、この相続人申告登記によって、土地所有者の相続人を明確な状態にしておくことで、土地活用のリスクを減らすことができるため、国にとってもメリットがある制度となっています。



「オーラルフレイルとは?」



口の機能が衰えると、食事や会話に困るなど日常生活に影響します。口の中を清潔にして、噛んだり、飲み込んだりする力を低下させないことが重要です。

人は誰しも歳を重ね、歳をとるにつれ徐々に心身の機能が低下します。英語で「オーラル」は「口腔」、「フレイル」は「虚弱」という意味で、「オーラルフレイル」とは口腔機能の衰えが全身の老化につながる、という考え方です。

「口の衰え」は身体的、精神的、社会的な健康と大きな関わりを持っています。噛む力や舌の動きの悪化が食生活に影響を及ぼし、滑舌が悪くなることで人や社会との関りの減少を招きます。

その予防には、歯間ブラシやデンタルフロスの利用、歯科の定期的な受診、口周りのマッサージや舌の体操が有効とのこと。

9月の税務と労務

- ・国税/8月分源泉所得税の納付 9月10日
- ・国税/7月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）、1月決算法人の中間申告 9月30日
- ・国税/10月、1月、4月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 9月30日

10月の税務と労務

- ・国税/9月分源泉所得税の納付 10月10日
- ・国税/8月決算法人の確定申告（法人税・消費税等） 10月31日
- ・国税/2月決算法人の中間申告 10月31日
- ・国税/11月、2月、5月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 10月31日
- ・地方税/個人の道府県民及び市町村民税の第3期分の納付 市町村の条例で定める日
- ・労務/労働者死傷病報告（7月～9月分） 10月31日
- ・労務/労災の年金受給者の定期報告 10月31日
- ・労務/労働保険料第2期分の納付 10月31日



中野税務署の新体制



①出身地 ②趣味等

(敬称略)

署 長



たぐち なおき
田口 直樹

①東京都
②グルメ探訪

副署長(総務・管運・個人・資産担当)



さめしま ひろし
鮫島 博志

①鹿児島県
②読書・野球

副署長(法人・徴収担当)



かみうんてん つとむ
上運天 力

①沖縄県
②テニス

特別国税調査官



しばがき ただし
柴垣 正

①青森県
②映画鑑賞

総務課長



ごとう ひろし
後藤 浩

①福岡県
②野球観戦

法人課税第1統括官



てらさき けいじ
寺崎 圭之

①福島県
②野球観戦

法人課税第2統括官



やました ゆみこ
山下裕美子

①東京都
②サッカー、野球
観戦、フラメン
コ少々

法人課税第3統括官



たかはし まさゆき
高橋 政幸

①青森県
②ウォーキング

法人課税第4統括官(第1～3支部担当)



うちやま けんじ
内山 健二

①千葉県
②ガーデニング

法人課税第5統括官(第4～7支部担当)



たなか しゅうへい
田中 秀平

①熊本県
②ランニング

法人課税第6統括官(第8～10支部担当)



やまもと しょうじ
山本 昌司

①熊本県
②ドライブ・
犬の散歩

審理担当上席(源泉所得税)



よしだ ひろこ
吉田 広子

①東京都
②子の野球観戦

審理担当上席(法人税)



いしい たかよし
石井 孝義

①佐賀県
②太極拳・料理

審理担当調査官(法人税)



きむら ともひと
木村 智人

①北海道
②おからにマヨネー
ズをまぜるとポテ
トサラダみたい

令和6事務年度 中野税務署 新旧幹部名簿

役 職	新		旧	
	氏 名	前任署等	氏 名	新任署等
署 長	たぐち なおき 田 口 直 樹	国税庁 東京派遣 主任監察官	なかむら りゅうじ 中 村 竜 司	総務部 情シス 分析専門官
総 担 副 署 長	さめしま ひろし 鮫 島 博 志	留任（筆頭）	さめしま ひろし 鮫 島 博 志	留任
法 担 副 署 長	かみうんてん つとむ 上運天 力	沖縄所 総務課 課長補佐	かねたか りさこ 金 高 吏佐子	関信局 総務部 人事調査官
総 務 課 長	ごとう ひろし 後 藤 浩	総務部 麹町派遣 納支援調官	こすが りょういち 小 菅 龍 一	東審四部 第12 副審判官
管理運営 統 括 官	ふくしま りえこ 福 島 理英子	中野 管運2 統括官		
管理運営 第1統括官			せんだ としふみ 千 田 敏 史	神田 特官（法人） 特官
徴 収 第1統括官	おざわ かずひろ 小 澤 一 広	留任	おざわ かずひろ 小 澤 一 広	留任
個人課税 第1統括官	まきの やすひろ 牧 野 靖 浩	青梅 個人1 統括官	やまうら はじめ 山 浦 一	練馬東 個人1 統括官
資産課税 第1統括官	むらかみ きよこ 村 上 喜代子	板橋 資産2 統括官	ささき まゆみ 佐々木 真由美	市川 資産1 統括官
法人課税 第1統括官	てらさき けいじ 寺 崎 圭 之	東京上野 法人6 統括官	ほしかわ しゅうじ 星 川 修 二	渋谷 特官（源泉） 特官
法人課税 連絡調整官	にしで ちえ 西 出 千 絵	横浜中 酒類指導官 総括上席	くまざわ けん 熊 澤 健	松戸 法人5 統括官
法人課税 第2統括官	やました ゆみこ 山 下 裕美子	留任	やました ゆみこ 山 下 裕美子	留任
法人課税 第3統括官	たかはし まさゆき 高 橋 政 幸	相模原 法人6 統括官	わだ のりお 和 田 徳 男	四谷 法人4 統括官
法人課税 第4統括官	うちやま けんじ 内 山 健 二	江東西 法人3 上席	おくだ もとむ 奥 田 求 生	藤沢 法人 上席
法人課税 第5統括官	たなか しゅうへい 田 中 秀 平	課税二部 法人課税課 審査指導1長	えさき たつや 江 崎 龍 也	小石川 法人 上席
法人課税 第6統括官	やまもと しょうじ 山 本 昌 司	留任	やまもと しょうじ 山 本 昌 司	留任
課 長 補 佐	うらかべ きょうこ 浦 壁 香 子	留任	うらかべ きょうこ 浦 壁 香 子	留任
法 人 審 理 担 当 （ 団 体 担 当 ）	いしい よしたか 石 井 孝 義	武蔵野 法人5 上席	きむら ともひと 木 村 智 人	留任
法 人 審 理 担 当	きむら ともひと 木 村 智 人	留任	くろかわ ゆうた 黒 川 祐 太	調査四部 調査官

着任のご挨拶



着任のご挨拶

中野税務署長 田口直樹

この度の定期人事異動で、国税庁東京派遣主任監察官から中野税務署長に着任いたしました田口でございます。

公益社団法人中野法人会の役員並びに会員の皆様方には、平素から法人会活動を通じ、税務行政に対して深いご理解と多大なご支援を賜り、この紙面をお借りいたしまして厚くお礼申し上げます。

前任の中村同様、ご厚情を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

これまで、貴会におかれましては、あらゆる機会を捉えての経営塾や租税教室の開催、税に関する絵はがきコンクールなど、地域社会に密着した幅広い活動を展開され、納税知識の普及と納税意識の向上に積極的に取り組んでいただいていると伺っております。これもひとえに、横山会長をはじめ、会員の皆様方の御尽力の賜物と深く敬意を表す次第でございます。

本年6月から令和6年分の所得税額の特別控除、いわゆる『定額減税』が実施されておりますが、減税の恩恵を受けられる反面、その仕組みの複雑さから、給与支払事務担当者の皆さまのご負担が大きいとの声も多く聞かれます。

国税当局としましては、定額減税特設サイトを開設し、「制度解説動画」や「令和6年分所得税の定額減税Q&A」を掲載しているほか、「給与支払者向け所得税定額減税コールセンター」の開設及び今後の年末調整説明会においても、実務を担う方が戸惑うことのないよう、制度の周知・広報に取り組んでまいります。

さて、国税当局においては、納税者利便の向上や税務行政全体の効率化に加え、社会全体のDX推進への貢献も図る観点から、税務行政のDXの更なる推進に取り組んでおります。

会員の皆様方におかれましては、法人税のe-Taxをはじめとする各税目のe-Tax利用、年末調整手続の電子化、キャッシュレス納付等の業務のデジタル化にご協力をお願い申し上げます。

結びにあたり、貴会の益々の御発展と、会員の皆様方の御健勝並びに御事業の更なる御繁栄を祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。

お別れのご挨拶



中野法人会の ますますのご発展を

前中野税務署長 中村竜司

残暑の候、公益社団法人中野法人会の皆様方には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

私、この度の人事異動で東京国税局情報システム課分析専門官へ転任となりました。

この一年間横山会長をはじめとして会員の皆様方には多大なるご支援、ご協力を賜りましたことをこの場を借りて深くお礼申し上げます。

税務署長として会の活動に関わらせていただくことで、皆様方の税務への積極的な姿勢を目の当たりにしたことは、今後の税務行政を運営するうえで大変参考になりました。

貴会におかれましては、租税教室や税に関する絵はがきコンクールと租税教育に積極的に貢献されたことについて感謝申し上げます。

税に関する絵はがきコンクールでは私も審査に携わらせていただき、区内の小学校から応募された多数の素晴らしい絵はがきの中から1つを選ぶという良い経験と苦渋の決断を迫られたことは、よい思い出となっております。

本年5月20日に中野税務署が建替えに伴う仮庁舎の移転のため中野駅の北口から同駅の南口に移転した際には、会報へ掲載いただくことで広報活動をお手伝いいただき、会員の皆様方への混乱の緩和にご協力いただきありがとうございました。

令和5年10月1日に始まりましたインボイス制度で会員の大多数の法人が適格請求書発行事業者となり適格請求書の発行による請求書等の書式の見直し及び改訂作業等があったかと思いますが、ご理解及びご協力いただきありがとうございます。

インボイス制度がはじまり実務上の疑問点等が生じる場合もあるかと思いますが、その際には国税庁ホームページのバナーにございます「消費税 インボイス制度特設サイト」をご覧くださいと皆様方の疑問解決の一助となると思いますのでお時間がある際に一度閲覧いただきますようお願いいたします。

最後になりましたが、公益社団法人中野法人会のますますのご発展並びに会員の皆様方のご健勝並びにご事業の発展を祈念しまして、お別れのあいさつとさせていただきます。

一年間、誠にありがとうございました。



～～～～～ 7月16日 署の幹部の皆様と ～～～～～

税 務 署 だ よ り

中野税務署へのご案内



①

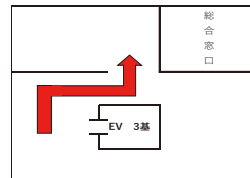


②



- JR中野駅南口を出て**左へ**お進みください。(写真①参照。)
- 住友不動産中野駅前ビル**1階正面入口**から入って、6階から9階専用エレベータで**6階へ**お進みください。(写真②参照)
- 6階に着了したら**右手**にお進みいただき、**総合窓口**までお進みください。(6階案内・参照)

〈6階案内図〉



都 税 だ よ り

一都税についてのお知らせ

9月は固定資産税・都市計画税第2期分の納期です(23区内)

6月にお送りした納付書により、**9月30日(月)**までにお納めください。

ご利用になれる主な納付方法

※ご利用の前に、主税局ホームページにて各納税方法の注意事項をご確認ください。

主税局HP
都税の支払い方法

おうちで今、納付できます!!

スマホアプリ au PAY d払い Jcoin LINE Pay PayB PayPay モバイル決済 Rakuten 楽天銀行 R Pay

クレジットカード 地方税お支払いサイトから納税が出来ます。 CREDIT CARD

インターネットバンキング モバイルバンキング ATM

ページーにて納税ができます。

簡単・便利な口座振替Web申込で、都税の納め忘れなし!!

クレジットカード 都税Web口座振替申込受付サービスにて、9月10日(火)までにお申込みいただくと、固定資産税・都市計画税第2期分からの口座振替が可能です。

他にも金融機関の窓口・ATMまたはコンビニエンスストアでも納付いただけます。



都税の納付はキャッシュレスで!

都税 キャッシュレス

検索

中野都税事務所 03-3386-1111(代)



本 部 ・ 部 会 だ よ り

◆ 6月3日・7日 青年部会・女性部会 研修会を開催 ◆ (於：中野法人会館+WEB)

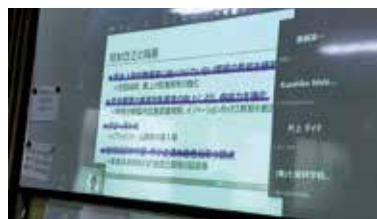
「令和6年度 税制改正」(大綱)

法人関係：賃上げ促進税制の強化

所得税関係：定額減税の実施

消費税関係：プラットフォーム課税の導入

について、90分、大変内容の濃い研修をして頂きました。



スライド講義の様子



講師：齋藤英一氏



6月3日 参加者の皆様



6月7日 参加者の皆様

◆ 6月18日 第25回 春の講演会 (健康セミナー) ◆ (於：中野セントラルパークカンファレンス1F)

演題：「パフォーマンスが上がる入浴と睡眠のススメ」

講師：石川 泰 弘 様



～研修会スライドの様子～



～講師：石川泰弘様～

6月18日、中野セントラルパークカンファレンス1Fに於いて石川泰弘様を招聘し「第25回春の講演会 (健康セミナー)」が開催されました。

演題は、「パフォーマンスが上がる入浴と睡眠のススメ」として、前半には、入浴による体温アップのメリットを丁寧に説明され、続いて疲労回復のお風呂メゾットを解説され、お湯の温度、入浴時間、入浴姿勢、水分補給の大切さが分かりました。さらに、続いて先生より「入浴

は疲労回復に関与してる」とお話しいただきましたことが印象に残りました。

後半には、「睡眠の役割」として、「人間はリズムを刻み生きている!!」と解説されて、「睡眠を高めるポイント」について丁寧に解説をされました。参加された32名の受講者は熱心に耳を傾け盛会のうちに終えることができました。大変濃い内容の講演会をして頂きましてありがとうございました。



～セミナー会場にご参加の皆様～



大島女性部会長・講師：石川泰弘様



～懇親会場の様子～

本 部 だ よ り

活 発 な 事 業 ・ 研 修 を 展 開 !!

◆ 第47回 初歩の簿記講習会を実施 ◆

～「初歩の簿記講習会」に参加して～

(株)ストック 遠山 雄介



会場参加者

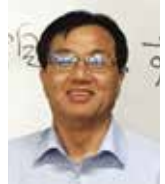
初めて簿記の勉強をさせていただきました。

基礎知識から始まり、実務での実際の会計ソフトで

◎「Aコース」6月10・11・12日 ◎「Bコース」6月13・14日 (於:法人会館)

の入力例などについても説明があり、初心者の方でも非常にわかりやすい内容でした。

また、経理の実践的な知識だけでなく、経理のあり方や、経営についての考え方など、多角的な経理学についても学ぶことができ、有意義な講習会でした。



講師:吉田信康氏

7月9日 インボイス制度と電子帳簿保存法のポイント(於:法人会館)



～～～ 講座の風景 ～～～



講師:木村調査官

7月11日 第6回パソコン会計入門(弥生会計)(於:法人会館)



～～～ 参加された皆様 ～～～



講師:吉田信康氏

◆ 7月18日 初心者向けスマートフォン・LINE講座 ◆ (於:専門学校テクニカルカレッジ)



～～～ 会場案内 ～～～



～～～～～ ご参加された皆さま ～～～～～



～～ 井坂副校長様 ～～

◆ 各委員会活動 ◆



7月5日 広報委員会
(於:中野法人会館)



7月17日 総務委員会
(於:中野法人会館)



7月18日 厚生共益・公益事業委員会
(於:中野セントラルパークサウス会議室)



7月22日 組織委員会
(於:中野法人会館)



7月24日 税制税務委員会
(於:中野法人会館)





横山会長



木村広報委員長



矢島総務委員長



濱税制税務委員長



川村組織委員長

こんにちは“法人会”です



宮治厚生共益事業委員長

『よき経営者をめざすものの団体』…それが法人会です。
当中野法人会は、今年74周年を迎えました。全国で、
75万社もの多くの企業が参加しています。
あなたの会社も是非“法人会”のお仲間になりませんか。



◆生活習慣病健診幹旋・ゴルフ・ボウリング・日帰り研修会 等

◆保険共済（団体料率のため保険料が割安です。）

- 大同生命保険㈱『経営者大型総合保障制度』タイプ・特退共・社員保障プラン等』
- AIG 損害保険㈱『アットワークハイパー任意労災』『個人情報漏洩対策等』
- アフラック㈱『がん保険 Days(デイズ)・医療保険(EVER)・終身保険(WAYS)』



紫野公益事業委員長

- ◆税務や経営に関する研修会&説明会・春のセミナー&秋の講演会・署長講演会
経営塾5回開催予定・実務講座・簿記・パソコン会計体験セミナー・税に関する絵
はがきコンクール・租税教室等
- ◆税制税務に関する要望書の提出（全国大会・税制改正要望大会への参加）
- ◆社会貢献活動（にぎわいフェスタ・地域イベントに参加）
- ◆東京都地球温暖化対策報告書の提出&いちご週間（7/1～9/30 & 12/1～2/28）の実施

会費基準表

資本金	月額(円)
300万円以下	500
301万円以上～1000万円未満	700
1000万円以上～2000万円未満	1,000
2000万円以上～5000万円未満	2,000
5000万円以上～1億円未満	4,000
1億円以上～3億円未満	6,000
3億円以上～5億円未満	8,000
5億円以上	10,000
支店・法人・非営利法人	1,000
関連子会社	500

- *関連子会社
同地か同代表者・会報発送なし
- *賛助会員（どなたでも入会できます）
会費は月額 500 円です

ご入会頂きますと、今年度の
会費は、3月までの月割りにて
お支払い頂く事になります。

又、口座からの自動引落（振替）
も行っております。ご利用下さい。

税務・経営研修、無料相談、福利厚生、各種交流会

…あなたの会社の繁栄に法人会の事業をお役立て下さい

[会員の方は各種事業サービスが原則無料（一部実費負担）でご利用になれます]

Service

研 修

- 税務署講師による税務研修会
- ・難解な税法を分かりやすく解説
- ・決算法人、年調等実務的な研修
- 経営講演会・セミナー
- ・著名な講師による講演会を開催
- 簿記・パソコン教室等実務研修会
- ・実務担当者向けの経営サポート

異業種交流

- ・様々な催しやイベントに参加し、
交流
- ・新たな事業展開のヒントを得るチ
ャンス
- ・経営者同士
相談出来る友
に会える場



経営支援

- ・東法連・帰宅支援マップの提供
- ・東法連・海外販路拡大支援サービス
- ・東法連・クルマ関連サービス
- ・東法連・企業情報、格付情報照会
- ・東法連・貸倒保証制度
- ・東法連・弁護士との無料法律相談
- ・東法連・税務等のDVDの無料貸出
- ・東法連・ビジネス誌の幹旋
- ・東法連・メンバーズローン
- ・東法連・インターネットセミナー

税制改正要望

- ・毎年、政府や国会に対し税制改正
要望
- ・いままで、多くの税制改正要望が
実現

社会貢献活動

- ・一般の方を対象に税の啓発活動を
実施
- ・未来を担う子どもたちに租税教育
活動
- ・環境対策（温暖化対策）や文化振
興活動



支 部 だ よ り

《第3支部》

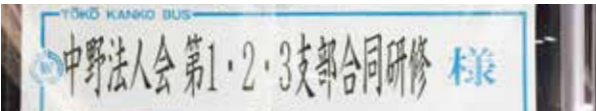
◆ BBQ大会 ◆ (6月29日(土) 於：宮島物産(株)屋上)



参加された皆様

《第1・2・3支部》

◆ 日帰りバス研修会 ◆ (7月18日(木) 都議会・国立競技場・銀座ケントス 他)



国立競技場前



銀座ケントスにて懇親会



圧巻の生バンド演奏



東京都議会議事堂見学



議長席、知事席にて



オリンピック選手のサインが壁に!!



担当：滝口第2支部長

《税制税務委員会》

第13回 税に関する川柳コンクール

- ◎対 象 者：区内在住又は勤務されている方、どなたでも可能
- ◎募集方法：7月1日号“広報誌・なかの”に同封
中野法人会ホームページにも案内を掲載
- ◎募集期間：7月1日～10月31日
- ◎作品の審査：11月予定

- ◎表 彰：①中野法人会会長賞 1点
②税制税務委員会推薦による会長賞 1点
③優秀賞・その他 数点
- ◎副 賞：①賞状&副賞10,000円 他
②賞状&副賞 5,000円
③賞状&副賞 3,000円
- ◎作品の発表：1月1日(新年号)“なかの”誌上で
- ◎表 彰：1月9日(木)*新年賀詞交歓会



濱税制税務委員長

部 会 だ よ り

活発な事業・研修(税関係)を展開!!

青年部会独自で“租税教室”を実施!

6月8日(土)
区立令和小学校
6年1・2・3組



～ 講師:米持氏・神尾氏 アシスタント:加藤氏・小高氏・野瀬山氏 ～

松井校長先生と

6月14日(金)
区立平和の森小学校
6年1・2・3・4組



講師:吉永氏・加藤氏・内山氏・高須氏・小林氏・秋山氏 カルタ:吉永氏

山崎校長先生と

7月12日(金)
区立白桜小学校
6年1・2・3組



講師:米持氏・佐野氏・小高氏・秋山氏 カルタ:米持氏・佐野氏・上田氏

高橋校長先生と

7月13日(土)
区立武蔵台小学校
6年1・2組



～ 講師:米持氏・吉永氏・小高氏・野瀬山氏 カルタ:米持氏・吉永氏 ～

若菜校長先生と

《青年部会》

◆ 21の会・JC・中野法人会青年部会
若手経済人交流会 ◆
(7月22日 於:TERRACE GARDEN 8848)



～～～～ ご参加された皆さま ～～～～

◆ 東法連青連協交流ボウリング大会 ◆
(7月23日 於:品川プリンスホテルボウリングセンター)



～～～～ ご参加された皆さま ～～～～

《女性部会》

◆ 女性部会役員会 ◆ (6月21日 於:マハロア)

女性部会役員会を開催いたしました。

主な議題としては、今年度実施する女性部会懇親会について役員の皆さまで議論し、10月24日にマハロアに於いて開催することに決定いたしました。

ご参加された役員の皆様、大変お疲れ様でございました。



～～～ 参加された女性部会役員の皆様 ～～～

活発な社会貢献活動を展開!!

第74回“社会を明るくする運動”

～ 犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ ～

“社会を明るくする運動”は
中野区内各地で催しが行なわれています。
7月は強調月間及び再犯防止啓発月間です。



講演会

地域の中学校では“社会を明るくする運動”に関する講師(弁護士、警察、専門家)をお招きし、中学生とともに聞きます。



推進委員会



6月中旬、中野区長を推進委員長とし、保護司会をはじめ更生保護女性会、学校、地域など区内関係諸機関の代表が集まり、当該年度の“社会を明るくする運動”中野区推進委員会の活動が始まります。



街頭啓発



中野区推進委員会“社会を明るくする運動”強調月間のオープニングセレモニーが行われました。街頭での啓発グッズの配布も実施されます。



広報活動



区役所1階ロビーに特設ブースを設け、各地区で行われた催しのパネル展示が行われました。



中野駅「夢通り」ギャラリーにて地域活動部のメンバーがパネルを作成し、飾りつけを行います。



コンサート



地域の各団体が協力して小・中・高生の日頃の成果を発表するコンサートを行っています。地域の大人と子どもが知り合うことで非行防止につながると考えています。

Topics

“社会を明るくする運動” in Summer

令和5年7月15日(土)、中野区再犯防止推進事業の一環として区が開催、作文コンテストで区推進委員長表彰を受けた中学生による作品朗読の他、区内中・高等学校の生徒による吹奏楽演奏や合唱が行われました。



マル経融資をご活用ください!



詳細は ⇒ ⇒ 東京商工会議所中野支部
TEL: 03-3383-3351

※専門家による窓口相談(税務)を実施しております。
事業に関する相談に限定しております。
※会員以外の方もご利用いただけます。

「無担保」・「保証人不要」・「手数料不要」

◆融資限度額: 2,000万円

◆利率: 1.45% (2024年8月1日現在)

※中野区より3年間、支払利子の50%補助が受けられます。

※融資利率は金融情勢により変わることがあります。

◆返済期間: 運転7年以内/設備10年以内

【主な融資要件】

- ・従業員20名以下(宿泊業と娯楽業を除く商業・サービス業は5名以下)
- ・税金(所得税、法人税、事業税、住民税等)を完納している
- ・最近1年以上、同一商工会議所の地区内で事業を行っている
- ※審査の結果、ご希望に沿えない場合がございます。

会員事業者紹介

ひらのちりょういん 平野治療院

業種：サービス業

代表者 平野 正昭（ひらの まさあき）
所在地 〒165-0027
 中野区野方5-23-9
TEL 03-6802-9587
FAX なし
URL <https://hirano-medical.com>



企業紹介

お客様の身体にあわせた手もみで痛みや辛さを改善します。小さなお悩みでも気軽にご相談ください。

ゆうげんがいしゃ ぶらん・どう・しー 有限会社 プラン・ドウ・シー

業種：財務コンサルティング

代表者 木村 具成（きむら ともなり）
所在地 〒164-0001
 中野区中野5-67-7-803
TEL 090-6477-8254
 03-3387-6655
FAX 03-3387-8004
URL <https://kimura-taxacc.com/>



企業紹介

社長と会社の現金を増やし安定した健全な会社の存続を実現する具体的な支援をしています。実行すれば実現します。

ぜいりしほうじん すばる 税理士法人 昴星

業種：税務・会計

代表者 岩田 克夫（いわた かつお）(若手税理士2名)
所在地 〒164-0001 中野区中野2-29-15
 サンハイツ中野501
TEL 03-3380-2411 (代表)
FAX 03-3380-2415
URL <https://www.subaru-keiri.co.jp/>



企業紹介

税理士法人 昴星。税理士一筋60年を迎える。代表者、岩田克夫86歳。中野区上町生れ。仲町小、九中卒。障害者トイレ完備(写真)。社会福祉、医療会計等得意分野です。

ゆうげんがいしゃ こすみっくいんふおりんく 有限会社 コスミックインフォリンク

業種：革靴及び鞆の卸売、小売

代表者 アハメドモハンマドシャヒン（あはめどもはんまどしゃひん）
所在地 〒164-0013 中野区弥生町2-4-9
 ツナシマ第3ビル 6階
TEL 03-5358-6980
FAX 03-3320-9621
URL <https://www.cosmicinfoalink.com/>



企業紹介

創立25年、東京を本拠地として、自社工場をバングラデシュに置き、企画から生産販売まで一貫してやっております。関連子会社/㈱暁グローバルパートナーズ